

# 閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 令和5年第2回定例市議会提出議案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
9	令和4年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
10	令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	3
11	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度藤井寺市一般会計補正予算(第4号))	5
	(議 案)	
30	市税条例の一部改正について	6
31	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	10
32	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12
33	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	14
34	藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正について	16
35	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	18

このほかの提出議案

- |      |    |                                  |
|------|----|----------------------------------|
| 報告番号 | 12 | 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について   |
|      | 13 | 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について     |
| 議案番号 | 36 | 令和5年度藤井寺市一般会計補正予算(第5号)について       |
|      | 37 | 令和5年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
|      | 38 | 令和5年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第1号)について   |



報告第9号

令和4年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、  
令和4年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和4年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
3. 民生費	2. 児童福祉費	市立第6保育所トイレ改修事業 (工事監理業務委託・工事)	33,100,000	33,100,000	0	0	26,400,000	6,700,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	休日急病診療所オンライン資格確認システム導入 事業 (修繕料・委託料)	404,000	325,000	0	0	0	325,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	市道岡5号線道路拡幅事業 (手数料・委託料)	706,000	706,000	0	0	0	706,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立藤井寺小学校バスケットゴール改修業務	1,232,000	1,232,000	0	0	0	1,232,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立小学校における感染症対策事業 (消耗品費、手数料、備品購入費)	10,350,000	10,350,000	0	5,175,000	0	5,175,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立中学校における感染症対策事業 (消耗品費、手数料、備品購入費)	4,500,000	4,500,000	0	2,250,000	0	2,250,000
合 計			50,292,000	50,213,000	0	7,425,000	26,400,000	16,388,000

報告第10号

令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係 る購入資 産の購入 限度額	説明
						企業債	国庫 補助金	その他	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度 津堂雨水幹線 及び污水管渠詳 細設計業務	円 69,340,000	円 17,980,000	円 51,360,000	円 51,300,000	円 0	円 0	円 60,000	円 0	円 0	府道路事業の進 捗に応じ、履行 期間の延長を要 するため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度 ガス管移設補償	20,503,000	0	20,503,000	20,500,000	0	0	3,000	0	0	相手方との協議 により、令和4 年度内の執行が 困難なため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度 西水路改修工事	169,550,000	61,820,000	107,730,000	58,800,000	0	48,847,000	83,000	0	0	大雨による災害 を受け、令和 4・5年度にまた がる事業である ため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度 小山雨水ポンプ 場改築更新業務	76,800,000	0	76,800,000	38,100,000	38,400,000	0	300,000	0	0	入札不調に伴う 設計の見直しに 時間を要するた め。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度 北條雨水ポンプ 場改築更新業務	8,084,000	4,184,000	3,900,000	1,900,000	1,950,000	0	50,000	0	0	機器を構成する 電気部品の調達 に時間を要する ため。

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度藤井寺市一般会計補  
正予算（第 4 号））

令和 5 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和  
2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 30 号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 5 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布に伴い、森林環境税の導入に伴う改正、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る改正、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に係る規定の整備、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更その他所要の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第36条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第43条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第43条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第43条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第6条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第6条の2の8の次に次の1条を加える。

（長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第6条の2の9 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第7条の4の2第4項及び附則第8条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の2に1項を加える改正規定及び附則第6条の2の8の次に1条を加える改正規定 公布の日

- (2) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第28条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第7条の4の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第8条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく教育委員会の附属機関として藤井寺市地域部活動あり方検討委員会を設置するとともに、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	藤井寺市立学校 教科用図書選定 委員会	市立小中学校において使用する教科用図書 に関する調査審議に関する事務
-------	---------------------------	---------------------------------------

」

を

「

教育委員会	藤井寺市立学校 教科用図書選定 委員会	市立小中学校において使用する教科用図書 に関する調査審議に関する事務
教育委員会	藤井寺市地域部 活動あり方検討 委員会	市立中学校における部活動の地域移行に関 する調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市立学校いじめ問題専門委員会調査員の項の次に次のように加える。

地域部活動あり方検討委員会委員	日額	9,500円
-----------------	----	--------

議案第 3 2 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）において、こども家庭庁の設置に伴う整備が行われたことから、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 33 号）により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）において、こども家庭庁の設置に伴う整備が行われたことから、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第50条中「、第26条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正について

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）により、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部が改正され、同法第 2 条第 1 項第 11 号の 3 に移動用小型車に関する規定が追加されたこと及び身体障害者用の車椅子の名称が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例（平成7年藤井寺市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表自転車等駐車場の項駐車車両の種類欄中「身体障害者用の車椅子」を「身体障害者用の車」に改め、同項備考欄中「第11号の3」を「第11号の4」に改める。

別表第1及び別表第2中「身体障害者用の車椅子」を「身体障害者用の車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

池 上 晃  
遠 藤 英 樹  
藤 井 勝 美  
栗 野 暢 之  
畑 謙 太 朗  
井 関 順 未  
嘉 指 淳 子  
松 内 和 義  
吉 田 耕 一 郎  
今 澤 實 雄  
辻 本 富 次  
松 井 武 彦  
片 山 敬 子  
大 谷 義 一  
大 村 元 昭  
田 中 克 房  
藤 井 治  
松 永 吉 成

提案理由

現委員の任期が令和5年7月19日で満了するため、新たに委員を任命するものである。

住所

池 上 晃  
生

略 歴

平成14年7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

遠 藤 英 樹  
生

略 歴

平成17年7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

藤 井 勝 美  
生

略 歴

平成17年7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

栞 野 暢 之  
生

略 歴

平成20年7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

畑 謙 太 朗  
生

略 歴

平成 21 年 6 月 藤井寺市農業委員会委員  
平成 26 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員

住所

井 関 順 未  
生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

嘉 指 淳 子  
生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

松 内 和 義  
生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

吉 田 耕 一 郎

[Redacted]

生

略 歴

令和 元年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

今 澤 實 雄

[Redacted]

生

略 歴

令和 2年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

辻 本 富 次

[Redacted]

生

略 歴

令和 2年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

松 井 武 彦

[Redacted]

生

略 歴

令和 2年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

片 山 敬 子

[Redacted]

生

略 歴

令和 4 年 7 月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

大 谷 義 一

[Redacted]

生

住所

[Redacted]

大 村 元 昭

[Redacted]

生

住所

[Redacted]

田 中 克 房

[Redacted]

生

住所

[Redacted]

藤 井 治

[Redacted]

生

住所



松 永 吉 成



生

